

法務省大臣官房施設課オープンカウンター方式実施要領

1 目的

本要領は、法務省大臣官房施設課（以下「施設課」という。）が発注する工事及び建築建設コンサルタント業務その他契約（以下「工事等」という）に関し、オープンカウンター方式による見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

2 定義

オープンカウンター方式とは、施設課が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約における工事等の見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

3 対象

本要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）において少額随意契約に該当する工事等のうち、施設課がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

4 参加資格

見積合わせに参加できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 法務省における建設工事又は建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生

法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 公示から見積合わせの期間において、法務省大臣官房施設課長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

5 見積書の提出

- (1) 見積合わせに参加する者は、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_chotatsujyoho_homu.html）で掲載した見積依頼、本要領、仕様書、契約書案及びその他資料等の内容を理解した上で見積りすること。
- (2) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載するものとする。
- (3) 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送等、電子メール、電子調達システム（政府電子調達（GEPS）（<https://www.p-portal.go.jp/>））による提出も可能とする。

なお、公示した見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

- (4) 提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

6 見積合わせ

- (1) 見積合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積合わせの日時は、公示の日時に非公開で行う。
- (3) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、施設課が別途選定した者へ見積りを依頼することができる。

7 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格のない者が提出した見積書
- (2) 記名等の必要事項の記載を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等の条件に反した見積書

8 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最低価格を提示した者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2名以上あるときは、電子調達システムの備える電子くじを用いて契約の相手方を定めるので、見積書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず記入すること。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知することとする。
- (4) 契約の相手方に決定した者に対しては、見積内訳書の提出を求めることができる。

9 契約の締結

- (1) 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、電子調達システムを使用し、又は契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が正当な理由により作成期間内に契約を締結することができないと認めた場合は、期間を延長することができる。
- (2) 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方

に決定した後速やかに請書（法務省所管契約事務取扱規程（平成12年法務省会訓第1702号大臣訓令）第17号様式又は第18号様式若しくは第19号様式）を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

- (3) 契約の相手方が契約の締結に応じないときは、損害賠償の請求を受けることがある。

10 その他

- (1) 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書、契約書案、現場等について異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書作成、提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者の負担とする。
- (3) 発注者の都合により見積合わせを取りやめる場合がある。
- (4) 契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対し追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、業務を履行しない場合等、不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。